

院内 IP アドレス設定に関する運用規約

日本歯科コンピュータ協会

日本歯科コンピュータ協会にて策定された「院内 IP アドレス設定に関する運用規程（別紙）（以下運用規程とする）」の規約を下記の通り定める。

1. ベンダーの定義

歯科医院にシステムを導入するベンダーは、ハードウェア込みで設置するベンダーとソフトウェアのみ導入するベンダーの2種類がある。

この2種類のベンダーを前者は「機器ベンダー」後者を「ソフトウェアベンダー」と呼ぶ。

上記のほかの（複合コピー機などの）設置ベンダーに関しては、「その他ベンダー」と呼び、問題発生時の連絡窓口を医療機関管理者とする。

2. 管理台帳について

I. 機器ベンダー及びソフトウェアベンダーは導入時及び設定変更時に遅滞なく管理台帳にその内容を記載することとする。

II. 管理台帳は初回導入時に初回導入のベンダーが医療機関管理者にその運用方法について説明し同意を得ることとする。

III. IPアドレス管理台帳は、ベンダーの判断によりテキストファイル形式で指定のフォルダに上書保存するか、または印刷したものを医療機関管理者に渡し管理を依頼する。

IV. ベンダーは、指定場所に保存されているテキストファイル形式の管理台帳のバックアップを行うこととする。なお、システム的にバックアップが困難な場合は印刷物をバックアップ代替物とする。

V. 管理台帳内で使用する英数字は、テキストファイル、印刷物を問わず半角文字を使用する。

3. 院内 IP アドレス設定に関する運用規程の適用範囲

I. 一般的な歯科医院に設置されたクラスCを使用しているコンピュータのIPアドレスを設定する際は、運用規程に定められたIPアドレスを設定する。なお既存ユーザーすべてを変更すると大きなコストを伴う為、各社可能な範囲で行う前提とする。

II. 原則的に機器ベンダーがIPアドレスやコンピュータ名の決定権を持つものとする。

また、機器ベンダーが存在しない場合、ソフトウェアベンダーのいずれか早い導入を実施したものがIPアドレスやコンピュータ名の決定権を持つものとする。

この場合、後続のソフトウェアベンダーの設定が優先されると判断されたときはこの限りではない。

III. クラスA及びB等のアドレスを使用しているベンダーは、各社のルールに沿って設定する。

IV. ベンダーの都合により192.168.100以外のIPアドレスを使用する場合は、運用規程の対象外とする。

4. その他

- I. 機器ベンダーもしくはソフトウェアベンダーの瑕疵により問題が発生した場合は誠意をもって話し合いの上、問題解決にあたることとする。

5. 附則

- I. 本運用規約および運用規程の改廃は IP アドレス検討委員会の議決による。
- II. この規約は 2018 年 11 月 6 日より施行する。

日本歯科コンピュータ協会 IP アドレス検討委員会